

使用済み米袋の表示抹消の取組に関するアンケート調査の概要

1 調査期間

平成24年5月～7月

2 調査対象

年間500精米トン以上の米穀の取扱いがある届出事業者（全国2,061事業者）

回答業者数 1,512業者（回収率：73.4%）

3 調査結果概要

（1）使用済み米袋に再び米を入れて流通させる場合は、農産物検査証明の表示を抹消する必要があることを知っていたか。

○ 知っていた 1,289業者（85.3%）

○ 知らなかった 223業者（14.7%）

（更問）知っていたと回答した者はどのようにして知ったか。（複数回答）

● 上部団体等からの指導 771業者（59.8%）

● 国からの要請 585業者（45.4%）

● 同業者等からの情報 307業者（23.8%）

● その他（業界紙、ホームページ等） 59業者（4.6%）

（2）使用済み米袋を取扱っているか。

○ 取扱っている 831業者（55.0%）

うち、抹消する必要があることを承知していた業者 790業者（95.1%）

○ 取扱っていない 681業者（45.0%）

（3）使用済み米袋はどのように処理（抹消）しているか。

（取扱っている業者：複数回答）

○ 自社で抹消し、使用済み米袋の取扱業者等に販売・譲渡している 415業者（49.9%）

○ 自社で抹消していないが、使用済み米袋の取扱業者等に対し、表示の抹消を依頼している 157業者（18.9%）

（更問）どのような方法で表示の抹消を依頼しているか。

● 取扱業者と表示抹消についての確認書等を取り交わす 39業者（4.7%）

● その他（口頭、文書、チラシ等により抹消を依頼） 118業者（14.2%）

○ 自社で抹消せず、使用済み米袋の取扱業者等に抹消の依頼等を行わないまま販売・譲渡している 74業者（8.9%）

○ 使用済み米袋が再利用できないよう、紙袋のヒモ又は紙袋を切っている 78業者（9.4%）

○ 再生紙の原料又は廃棄処理等を行う業者に販売・譲渡している 236業者（28.4%）

○ その他（自社で抹消し自社で使用（くず米用等）。ごみ袋、糠入れ等に使用。抹消されたものを仕入、販売） 190業者（22.9%）